

○川越市ナラ枯れ防除対策支援補助金の概要

目的

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により引き起こされるナラ枯れ被害を防止し、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に基づき、川越市森林整備計画に位置づけのある森林の保全及び武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会が認定する実践農業者の営農環境を保全することを目的とする。

補助対象者等

- ・川越市内の森林法第5条森林を所有又は管理する者
- ・武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会が認定する川越市内の実践農業者

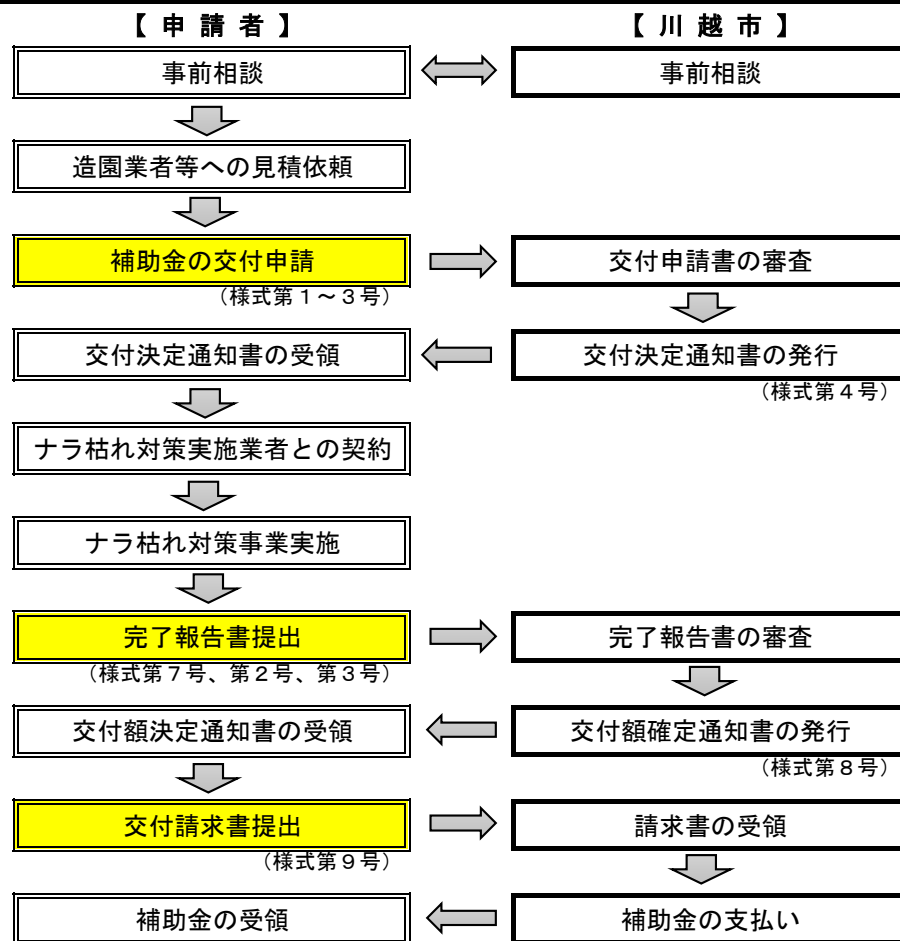
補助対象となる防除対策及び金額

区分	補助の対象となる措置	補助金額及び限度額
予防	・殺菌剤の樹幹注入による枯死を防ぐための措置	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とし、20万円を超えない額、かつ予算の範囲内とする。
	・粘着シート被膜によるカシノナガキクイムシの穿入又は周囲への飛散を予防するための措置	
駆除	・被害木を伐倒し、くん蒸、または搬出して焼却や破碎を行う伐倒駆除をするための措置	

注意事項

- (1) 補助金の交付を受けるには、ナラ枯れ防除対策を実施する前に補助金の交付申請を行う必要があります。
- (2) 同一年度における交付申請は、1回限りとします。
- (3) 予防及び駆除の両区分は、同時に申請することができます。この場合において、補助金の限度額は、20万円となります。
- (4) 交付決定後に、当該内容を変更するときは、変更交付申請が必要となります。
- (5) 交付申請及び変更申請の申請期限は、原則、毎年度11月末日（土・日を除く）です。受け付けは先着順で、補助金が予算額に達した時点で終了します。

手続きの流れ



問い合わせ先

川越市 産業観光部 農政課 農地保全担当

電話：049-224-5939（直通）

メールアドレス：nosei★city.kawagoe.lg.jp ★を@に置きかえて送信してください。